

千早赤阪村本人通知制度事前登録申込書

(あて先) 千早赤阪村長

(本人・法定代理人・代理人)

〒 \_\_\_\_\_  
 申込者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 TEL \_\_\_\_\_

以下のとおり、裏面の内容に同意のうえ、事前登録を申し込みます。

※太枠内を記入してください。

申請年月日	年 月 日		
登録者氏名 (住民票の写し等に記載のある人)	ふりがな		
生年月日	M・T・S・H 年 月 日	性別	男 ・ 女
住所			
本籍地		筆頭者	
連絡先	TEL		

※法定代理人による申込みの場合は、以下も記入してください。

氏名	ふりがな		
法定代理人の区分	1. 未成年者の法定代理人 2. 成年被後見人の法定代理人		
生年月日	M・T・S・H 年 月 日	性別	男 ・ 女
住所及び連絡先	〒 _____ TEL		

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要事項を記入し、該当するところに○印をつけてください。

注3 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類 (住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類 (戸籍謄本等)
- (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類 (委任状等)

千早赤阪村住民課事務処理欄

受付	事前登録	本人確認書類		備考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

## 千早赤阪村本人通知制度について

(裏)

- 1 この制度は、千早赤阪村において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（自己等<sup>(注)</sup>の代理人及び自己等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に、その事実について通知し、証明するものです。

(注) 自己等・・・(住民票関係) 自己又は自己と同一の世帯に属する者

(戸籍関係) 自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に千早赤阪村本人通知制度交付通知書を送付します。
- 3 第三者への住民票の写し等を交付した事実の証明が必要な場合は、千早赤阪村本人通知制度交付事実証明書交付申請書に必要事項を記載の上、前項の通知書と本人であることを明らかにする書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの）を添えて、通知日から30日以内に千早赤阪村住民課住民生活グループ窓口までお越しください。
- 4 千早赤阪村本人通知制度住民票の写し等交付事実証明書（以下「証明書」という。）は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り交付するもので、事前登録者と同一の住民票、戸籍等に記録され、又は記載されている人であっても事前登録をしていなければ交付の対象とはなりません。
- 5 証明書の交付1件につき、手数料として300円が必要です。
- 6 事前登録を希望する人（以下「事前登録希望者」という。）又は事前登録を受けている人（以下「事前登録者」という。）は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申込み又は証明書の交付申請をすることができます。
- 7 郵便等による事前登録の申込み又は証明書の交付申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
  - (1) 事前登録希望者又は事前登録者が疾病等により、直接窓口で申込み又は証明書の交付申請をすることができない場合
  - (2) 他の市区町村に居住している場合
- 8 郵便等により証明書の交付申請をするときは、千早赤阪村本人通知制度交付事実証明書交付申請書に、千早赤阪村本人通知制度交付通知書、事前登録者本人であることを明らかにする書類、証明書の交付に必要な手数料の定額小為替証書、返信用封筒（あて名を記載し、返送に要する切手を貼付したもの）を同封してください。
- 9 証明する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、その種別及び枚数（又は通数）並びに当該第三者があなたの代理人である場合はその代理人の氏名及び住所です。
- 10 転出又は転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。